

## 戸籍謄本（ご出生～死亡）取得に際して

- ・出生時と死亡時の本籍地が変更されているケースが多く、複数の市町村役所（役場）から取得いただくことがあります。取得方法は、請求いただく市町村役所（役場）へお尋ねください。
- ・直系親族（父母、祖父母、子、孫など）以外の方がお亡くなりになられた方の戸籍謄本を取得する際は、市町村役所（役場）へ事前に連絡し、取得の可否をご確認ください。
- ・インターネットがご使用になれる場合は、自治体のホームページに郵送での取得方法・請求の書式が掲載されていることがありますのでご確認ください。
- ・市町村役所（役場）では下記案内文をご提示いただき、戸籍謄本の取得方法をご確認ください。

### 戸籍課ご担当者様

預金等相続手続のため、被相続人様や相続人様ですすでにお亡くなりになられた方の「出生」～「死亡」まで繋がる戸籍謄本、または除籍謄本（以下「戸籍謄本」）の交付をお願いします。

※ 家督相続や分家等の理由により、前戸主の記載がある場合は、前戸主の戸籍謄本の交付もお願いします。

※ 戸籍謄本が改製されている場合は、改製原戸籍の交付もお願いします。

※ 電算化後については、全部事項証明書の交付をお願いします。

※ 滅失等の理由により戸籍謄本がない場合は、告知書（証明書）の交付をお願いします。

転籍等の理由により、貴役所（役場）だけで「出生」～「死亡」までの戸籍謄本が取得できない場合は、お手数ですが来訪者へその旨をご説明いただき、「従前戸籍」および「戸主」等をご説明のうえ、取得方法をご教示いただきますようお願いいたします。